

I 現行の地方税制の問題点について

1 地方法人課税

問題点 法人の事業活動の多様化により、法人関係税が、法人の利益の源泉たる施設の所在する都道府県に配分されない事例が多くなっていると考えられる。
⇒ **適正な税収の帰属を図るための配分の見直しが必要**

(1) 「事務所・事業所」に該当せず、課税ができない事例

(例) 倉庫業を営む法人の無人倉庫、太陽光・風力発電設備、ATM、特定目的会社のスキームを活用した大規模物流施設（次ページ）

(2) 「事務所・事業所」には該当するが、**現行の分割基準による税収の配分が実態を反映していない事例**

形態	例	想定される状況
①EC化 (電子商取引)	Amazon、 楽天 等	店舗を必要としない事業形態の拡大により、全国に事業展開されていても、税収が本店所在地等のみ帰属
②フランチャイズ	外食チェーン、 コンビニ	フランチャイジー（加盟店）からフランチャイザー（本部）に支払うロイヤリティ等により、本部所在地の税収が過大になる
③地域子会社化		分社化により、地方の工場・支店等における事業活動が企業本体から切り離され、地方の税収が減少する
④オートメーション	製造業の工場	オートメーション化による工場の従業者数の減少により、地方の税収が減少する (注) 製造業の法人事業税の分割基準：従業者数